

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定により、小牧岩倉衛生組合職員の給与の男女の差異について、次のとおり公表します。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小牧岩倉衛生組合

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	100.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	108.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明】

役職段階別や勤続年数別の男女の給与の差異については、情報公表の対象者が少ないため公表せず。